五　消費税等関係

1　東日本大震災の被災者である事業者について、課税事業者選択届出書の提出等に係る適用関係の特例を定めることとした。（第四二条関係）

2　東日本大震災に係る国税通則法の規定による申告期限の延長により、中間申告書の提出期限と確定申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、当該中間申告書の提出を要しないこととした。（第四三条関係）

3　揮発油税及び地方揮発油税に係る「トリガー条項」について、東日本大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し別に法律で定める日までの間、その適用を停止することとした。（第四四条関係）

4　東日本大震災を原因として滅失等した自動車（以下「被災自動車」という。）について、平成二五年三月三一日までの間、当該被災自動車の所有者に車検残存期間に応じた自動車重量税に相当する金額を還付する措置を講ずることとした。（第四五条関係）

5　被災自動車の使用者が、平成二三年三月一一日から平成二六年四月三〇日までの間に検査自動車を取得し自動車検査証の交付等（平成二三年三月一一日以降最初に受けるものに限る。）を受ける場合には、自動車重量税を免除することとした。（第四六条関係）

6　地方公共団体又は株式会社日本政策金融公庫等が東日本大震災により被害を受けた者に対して行う金銭の特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書のうち、平成二三年三月一一日から平成二三年三月三一日までの間に作成されるものについては、印紙税を課さないこととした。（第四七条関係）

7　東日本大震災の被災者が、次のいずれかに該当する場合に作成する不動産の譲渡に関する契約書又は請負に関する契約書（建設業法に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものに限る。）のうち、平成二三年三月一一日から平成三三年三月三一日までの間に作成されるものについては、印紙税を課さないこととした。（第四八条関係）

(一)　東日本大震災により滅失・損壊した建物（以下「滅失等建物」という。）が所在した土地を譲渡する場合

(二)　東日本大震災により損壊した建物（以下「損壊建物」という。）を譲渡する場合

(三)　滅失等建物に代わるもの（以下「代替建物」という。）の敷地の用に供する土地を取得する場合

(四)　代替建物を取得する場合

(五)　代替建物を新築する場合

(六)　損壊建物を修繕する場合

六　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律関係

東日本大震災により住宅又は家財について被害を受けた者については、その被害を平成二二年において受けたものとして、平成二二年分の所得税について災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律を適用することができることとした。（第四九条関係）

七　施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。

◇地方税法の一部を改正する法律（法律第三〇号）

（総務省）

1　道府県民税及び市町村民税

(一)　東日本大震災によりその者の有する資産について受けた損失の金額については、所得割の納税義務者の選択により、平成二二年において生じた損失の金額として、平成二三年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税の雑損控除額の控除及び雑損失の金額の控除の特例を適用することができることとした。（附則第四二条関係）

(二)　東日本大震災によりその者の有する資産について受けた損失の金額のうち雑損控除額の控除を適用して総所得金額等から控除しても控除しきれない金額についての繰越期間を三年から五年に延長することとした。（附則第四三条関係）

(三)　事業所得者等の有する棚卸資産、事業用資産等につき東日本大震災により生じた損失（以下「被災事業用資産の損失」という。）を有する者の被災事業用資産の損失による純損失の金額及び平成二三年において生じた純損失の金額のうち次に掲げるものの繰越期間を三年から五年に延長することとした。（附則第四四条関係）

(1)　青色申告者でその有する事業用資産等のうちに被災事業用資産の占める割合が一〇分の一以上である者は、被災事業用資産の損失による純損失を含む平成二三年分の純損失の総額

(2)　白色申告者でその有する事業用資産等のうちに被災事業用資産の占める割合が一〇分の一以上である者は、被災事業用資産の損失による純損失と変動所得に係る損失による純損失の合計額

(四)　住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続き住宅借入金等特別税額控除を適用することができることとした。（附則第四五条関係）

(五)　東日本大震災による被害を受けたことにより財産形成住宅貯蓄等の不適格払出をし、当該不適格払出に係る利子割の額がある場合において、勤労者が、平成二四年三月一〇日までに、道府県知事に対し、当該利子割の額の還付を請求したときは、道府県は、当該利子割の額を還付等しなければならないこととした。（附則第四六条関係）

2　事業税

(一)　東日本大震災に伴い地方税法の規定に基づく条例の定めるところにより申告及び納付に関する期限が延長されたことにより、法人事業税の中間申告納付に係る期限と確定申告納付に係る期限とが同一の日となる場合は、当該中間申告納付をすることを要しないこととした。（附則第四九条関係）

(二)　事業を行う個人で被災事業用資産の損失を有する者の被災事業用資産の損失による損失金額及び平成二三年において生じた損失金額のうち次に掲げるものの繰越期間を三年から五年に延長することとした。（附則第五〇条関係）

(1)　青色申告者でその有する事業用資産等のうちに被災事業用資産の占める割合が一〇分の一以上である者は、被災事業用資産の損失の総額

(2)　白色申告者でその有する事業用資産等のうちに被災事業用資産の占める割合が一〇分の一以上である者は、被災事業用資産の損失の合計額

3　不動産取得税

(一)　東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋（以下「被災家屋」という。）の所有者等が、当該被災家屋に代わるものと道府県知事が認める家屋（以下「代替家屋」という。）を取得した場合において、当該取得が平成三三年三月三一日までに行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該被災家屋の床面積の割合を乗じて得た額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。（附則第五一条関係）

(二)　被災家屋の敷地の用に供されていた土地（以下「従前の土地」という。）の所有者等が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるものと道府県知事が認める土地を取得した場合において、当該取得が平成三三年三月三一日までに行われたときに限り、価格に当該代替家屋の用に供する土地の面積に対する当該従前の土地の面積の割合を乗じて得た額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。（附則第五一条関係）

4　自動車取得税

東日本大震災により滅失し、又は損壊した自動車（以下「被災自動車」という。）の所有者等が、当該被災自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車（以下「代替自動車」という。）を取得した場合において、当該取得が平成二三年三月一一日から平成二六年三月三一日までに行われたときに限り、当該代替自動車の取得に対しては、自動車取得税を課することができないものとする特例措置を講ずることとした。（附則第五二条関係）